

平成 24 年 5 月 31 日

東京電力株式会社

代表取締役社長 西澤 俊夫 様

市川市長 大久保 博



放射線対策に要した費用の請求について（第1次分）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、貴社福島第一原子力発電所の事故が発生し、多量の放射性物質が漏洩したが、その影響が本市域にも及んだことは明らかである。

加えて、放射性物質汚染対処特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）第 44 条第 1 項においては「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、（中略）関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されているが、原子力損害賠償紛争審査会における平成 24 年 3 月 16 日付け中間指針第二次追補において、同法に基づく措置に要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分等及び住民に放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められるものとされている。

したがって、これまで本市が負担した放射線対策に要した費用全額について、関係原子力事業者である貴社が賠償すべきものとして、下記のとおり請求する。

なお、現時点で国や県の財政措置等に該当した費用については、本請求から除いたが、今後国や県の財政措置等に該当する費用については、別途協議する。

また、本件請求後に生じた放射線対策に要した費用については、改めて請求する。

記

1 放射線対策に要した費用（明細は別紙資料を参照）

金 109,258,000 円

2 内 訳

(1) 放射線測定等に要した費用

金 80,209,000 円

(2) 放射線対策に要した人件費

金 29,049,000 円

〒272-8501 市川市八幡 1-1-1
市川市 危機管理室 放射能対策課
課 長 佐藤 眞弘(さとう まさひろ)
電 話 047-704-0007

資料

東京電力福島第一発電所事故による放射性物質被害の対策に要した費用

項 目	金額(単位:円)
(1)公共施設等(道路・公園・学校・保育園)の除染費用	16,028,000
(2)放射線量測定関連経費(大気・土壌・海水)	262,000
(3)放射線量測定関連経費(給食・農産物・プール)	1,757,000
(4)クリーンセンター焼却残渣処分関連経費	62,162,000
(5)放射線対策設置に伴う人件費	29,049,000
合 計	109,258,000